

<研究ノート>

「記述独立方式」をめぐる1950年代の論争(2)と国立国会図書館の印刷カード頒布サービス—日本における近代目録法をめぐる論争を読む(3)—

和中 幹雄

本誌第2号に発表した研究ノート¹⁾では、『日本目録規則1952年版』とその解説『日本目録規則解説』の批判的検討を契機として、森耕一が1955年12月に『図書館界』に「標目と記述の分離：目録作業の合理化のために」を発表し記述独立方式²⁾を提唱するに至る過程をたどった。その間の論争において現われる記述独立方式に関する主な論点に言及したが、筆者は次の3点に疑問が残った。

- (1) 森耕一は当初の「標目と記述の分離」方式の呼称を「記述独立の方式」と変えたのはなぜか？標目と記述を分離する考え方は、記述独立方式固有の特徴ではないと考えたからではないか？
- (2) 記入方式の革新が目録作業の合理化・能率化をもたらすという論点が強調されているが、集中目録作業による印刷カードの利用による目録作業の合理化・能率化という視点がほとんど登場しないのはなぜか？
- (3) 印刷冊子目録、総合目録、**Selective cataloging**を必要とする目録など、単一記入のリストにおいては基本記入の必要性を認めながら、基本記入と副出記入を区別する理由が乏しいとされる辞書体カード目録などの複数記入方式に専ら対象をしばり、単一記入リストとの関連がなぜ論じられなかったか？

本稿では、1955年12月以降1950年代後半の記入論争を読むとともに、国立国会図書館の印刷カード頒布サービスの推移を辿ることにより、これらの疑問点を明らかにすることを試みたい。

1. 『学校図書館』誌における二回目の記入論争：1958.4～1959.2

1956年以降も、丸山悦三郎、石山洋、森耕一、藤田善一、石塚栄二、埜上衛、遠藤英三等により『図書館雑誌』『図書館界』『図書館学会年報』各誌で、基本記入方式と記述独立方式をめぐる論文が発表されている³⁾。1960年代に引き継いでいく論点を含んだこれらの論文は次回に回し、本稿ではそれらの論点をコンパクトにまとめた『学校図書館』誌における論争を見ることにより、1950年代後半の論争の読解に代えたい。

1951年3月から1955年4月まで『学校図書館』誌で繰り返された記入論争は、53号(1955年4月刊)掲載の飯田英理「高木先生にお答えする：ル・リーブル先生の代り」をもって打ち止めとなった⁴⁾。しかし、それから3年後の1958年に突如記入論争が再燃した。『学校図書館』における主記入論争」と一般に呼ばれているのは、こちらの2回目の論争の方である。

この論争は、1955年12月に森耕一が提唱した「標目と記述の分離」方式をめぐる論争である。8名による9編の寄稿文が寄せられ、最後の寄稿文で全体のまとめが行われている。しかもすべての寄稿文は、老大家ル・リーブル先生に向けた手紙あるいはル・リーブル先生に代って書かれた返信の形式を採っている。老大家ル・リーブル先生は、若手の研究者たちが提唱する「標目と記述の分離」方式に理解を示し、それに反対する若手の研究者との間で意見を戦わせるという、雑誌編集者によるなかなか手の込んだ趣向を凝らしている。

まず発表順に9編の寄稿文を列挙する。

- (1)1958.4 石山洋「標目と記述の分離について」90号. p.59-62 (ル・リーブル先生への手紙)
- (2)1958.5 藤田善一「標目は標目、記述は記述：石山氏の論考に反して」91号. p.39-43 (ル・リーブル先生に代って)
- (3)1958.6 高橋泰四郎「基本記入の標目は必要である：標目と記述の分離について」92号. p.41-45 (ル・リーブル先生への手紙)
- (4)1958.8 森耕一「標目の分離は可能である」94号. p.49-54 (ル・リーブル先生に代って)
- (5)1958.9 森耕一「標目の分離は可能である 2」95号. p.50-54 (ル・リーブル先生にかわって)
- (6)1958.11 丸山悦三郎「標目と記述の分離は小図書館向け」97号. p.45-48 (ル・リーブル先生への手紙)
- (7)1958.12 倉田信男「「標目と記述の分離」について：現場教師の立場から」98号. p.59-61 (ル・リーブル先生への手紙)
- (8)1959.1 遠藤英三「「標目と記述の分離」論争を読んで：現場教師の立場から」99号. p.45-49 (ル・リーブル先生への手紙)
- (9)1959.2 山下栄「カード目録における標目の表わし方と排列：「標目と記述の分離について」の諸論を読んで」100号. p.62-66 (ル・リーブル先生に代って)

論争を締めくくる9編目の寄稿文を寄せた山下栄(1924生 尼崎市立図書館館長)は、文献(9)でル・リーブル先生の手紙を引用して次のように文章を書き始める。

ル・リーブル先生から久しぶりに次のような手紙をいただいた。

・・・さて、君も知っているとおりのところへ標目と記述の分離説をめぐって、主唱者、反対者、賛成者それから別案などたくさんの手紙が来ている。その都度、本誌(九〇～九九号)に発表しておいた。これで議論が終ったわけではないが、この辺で私に代って君にまとめてもらいたいのだが・・・

「本誌(九〇～九九号)に発表しておいた」手紙とは、上記の文献(1)～(8)までの7名による8通の「手紙」である。

山下は、標目と記述の分離説に対する7名の意見を次のように分類している(当時の所属を付記した)。

- (1) 石山洋(1927生 国立国会図書館支部上野図書館) 反対
- (2) 藤田善一(1918生 京都府立図書館整理課長) 主唱
- (3) 高橋泰四郎(1914生 国立国会図書館受入整理部) 反対
- (4)(5) 森耕一(1923生 和歌山県立医科大学講師) 主唱
- (6) 丸山悦三郎(信州大学図書館司書係長) 反対
- (7) 倉田信男(新潟市立関屋中学校教諭) 別方式を提案
- (8) 遠藤英三(1923生 清水市清水第六中学校教諭) 賛成

(2)~(6)の4名は、「標目と記述の分離」方式が提唱された1955年の論争に登場していた人物であり、新たに、石山洋、倉田信男、遠藤英三の3名が加わったことになる(遠藤英三は1951年から始まった『学校図書館』誌の論争には顔を出している⁵⁾)。

公共図書館員と大学教員が「標目と記述の分離」説を主唱(2名)、国立国会図書館員と大学図書館員が反対(3名)、小中学校の司書教諭が賛成ないし同種の別方式を提案(2名)という構図となっている。

1-1 反対者

「標目と記述の分離」方式に反対する者から見てみよう。おそらく雑誌編集者による人選によるものであろうが、「反対」とされているのは3名であるが、3名の論旨が全く異なっている点に注意する必要がある。

(1) 石山洋

まず、石山洋の文献(1)から見よう。伝統的な著者基本記入論者でNCR1952解説の作成責任者である高橋泰四郎(文献(3))や丸山悦三郎(文献(6))とは異なって、文献(1)の内容は、1955年当時では現れていなかった論旨であり、1957年の日本図書館学会総会で発表した内容をまとめた「主記入不用論の分析：論文」(『図書館学会年報』4(3):7, p.33-50)に基づいたものである。新生の国立国会図書館(当時は支部上野図書館在籍)の若き論客として登場した石山は、次のように書き始める。

実は昨年(1956年)の日本図書館学会総会で、下手な話を致しましたばかりに、最近話題になっております「標目と記述の分離」説についてお手紙をと、秘書の方からの仰せを受けました。恐らく、かつて先生の師範代として、著者主記入説を説かれた森耕一先生が、先頭に立って「標目と記述の分離」説を提唱されたので、その反対論も聞いた上で、若い者達を教えて下さる思し召しかと推察し、ふつつかなおたよりをお机の隅に載せさせていただき次第です。

「標目と記述の分離」説・・・を老先生はどうお読みになりましたでしょうか。何だかミイラ取りがミイラになったのではないかと、お思いになりませんか。森先生は「著者主記入

論と書名主記入論の妥協案」と信じておられ、(図書館界七巻六号一九五頁)基本記入を回避出来たつもりで、「いまや、基本記入による絶対主義的体制は崩壊した。そして記述独立の方式こそ、主記入論の弁証法的発展的結果である」と結んだりなさいました。(図書館界八巻六号一五二頁) p.152)

果して、そうでしょうか。実は書名主記入以外の何ものでないこと、先に「図書館学会年報」四巻三号(一九五七年一二月)で述べましたが、老先生に今更申上げるまでもないことかと存じます。

このように、「標目と記述の分離」説は、「実は書名主記入以外の何ものでない」という点が、石山の基本的な反対論拠である。

・・・要するに、標目を除いた記述だけを基本記入とする「分離説」の「記述独立の方式」は記述が書名から始まるという前提に立つ限り、書名主記入と同じ効果をもつことを意味します。ここで主記入(=基本記入)は、すべての副出記入の標目に次ぐ図書識別要素を支配する基礎であるという意味を強調しなければなりません。

主記入(=基本記入)は、すべての副出記入の標目に次ぐ図書識別要素を支配する基礎であり、「記述独立の方式」は記述が書名から始まるという前提に立つ限り、書名主記入と同じ効果をもつから、書名主記入であると断じている。ここには、1枚のカード上の先頭にある情報が、図書識別要素として最も重要な情報が記録されている、という考え方に立っている。この考え方の中には、標目と記述を区別するという考え方は存在しないのが特徴である。このような考え方に対して、高橋泰四郎や丸山悦三郎は標目と記述を明確に区別する点で大きく異なっている。

さらに石山は、「標目と記述の分離」説で提唱されている「第二次排列基準」という第二次の識別要素を指定することは、基本記入であれば、第二次の識別要素を機械的に書名とすることが出来たのに反し、新方式ではその選択を分散化し、判断を後に延すだけに過ぎず、非能率的な方法であると批判する。同一件名標目の二次排列においても、「リテラリー・ユニット」の識別順序に従って各記入を排列すべきという点で、基本記入の標目が生きることを主張している。

このように、①1枚のカード上の先頭にある情報が、図書識別要素として最も重要な情報が記録されていること、②その情報は、「第二次排列基準」としての役割を果たすという2点を基本記入の根拠としているわけである。石山は、後述するこの論争での批判を受けて、1959年10月に「主記入不用論の分析再論：論文」(『図書館学会年報』6(2): 11, 1959.10. p.69-79)を発表し、基本記入の意義を追加している。

・・・どの記入も[基本記入も副出記入も(引用者注)]平等に一定数作成されればよくなった

ことではなく、1冊の図書について作成される必要な記入の中で軸になる記入がある点を見落してはならない。記入間で、相対的により多数用いられる記入が基本記入としての条件となるのではないか。著者記入がより重視されるのは、主題による記入排列において、その下を著者で区別する(例外はあるが)という前提が含まれているが、これを容れれば、著者記入の軸となる率は多くの場合、卓越しているのである。著者主記入というが、書名の場合もあるので、著者だけではない。1冊について、いずれか主記入を決めておくのが便利だということである。(p.73)

さらに石山は、寄稿文の末尾で、「標目＝カナ標記」を提案している。

・・・従来の標目の考え方に変えて、記述中の著者標示[ママ]に一致する漢字標目は省略し、カナ標記だけを標目に残すようにするのです。結果的にはカナ標目論ですが、件名や記述中にない形の標目は漢字を添えるのです。

ここでも、標目と記述のデータを区別しない考え方が貫かれているが、示された例示は、下記のように記述独立方式を示していて、文献(4)において森耕一により「石山方式は果して著者主記入か」という疑問が呈せられている。

ミヤ	ザワ, トシヨシ
	わたくしたちの憲法 宮沢俊義 国分一太郎 堀文子共著 有斐閣 1955 160p 26cm
コク	ブン, イチタロウ
	わたくしたちの憲法 宮沢俊義 国分一太郎 堀文子共著 有斐閣 1955 160p 26cm

(2) 高橋泰四郎

文献(3)は、高橋泰四郎による基本記入擁護論である。しかし、「ル・リーブル先生への手紙」というサブタイトルは付いているものの、余計な仮託の文言はなく、基本記入の必要性について、かなり本格的に論じている。にもかかわらず、不思議なことに、この論争では浮いた感じで、論争相手からはほとんど取り上げられていない。

次の3つの問いを立ててそれに答える形で論を展開している。

- ① 洋書目録法においては、何故に基本記入の不要論が起らないで、目録規則そのものの検討と単純化に進んでいるのか？

② 和漢書目録法においては、何故に基本記入の不要論が起り、目録規則の再検討と単純化に進まないのか？

③ 標目のローマ字（又は仮名）化によって、完全に標目と記述との分離が完成されるが、それは不可能なのであるか？

まず、洋書目録法について基本記入の意義を目録記入作成の過程から論じている。

基本記入の作成は二過程に分れる。第一過程は、著者標目の決定である。誰を標目とするか、そしていかなる形で記載するかは、全く記述とは関係がない。いいかえれば、著者の決定は、文学史または文献史、もしくは伝記上の問題であって本質的には図書そのものの記述とは関係がない。図書そのものの記述から直接的にひきだせるものではなく、目録者の決定の領域に属する。

・・・第二過程は、図書の記述であるが、それは書名、著者表示、版、出版事項、対照事項、注記事項、トレーシングからなり、標目とは直接に関係はなく、標目と関係が生ずるのは、著者表示が、必要か否かの問題において、標目と形を比較するときを生ずるにすぎない。

すなわち、標目としての著者は目録者の決定事項であり、図書の記述は図書そのものからの転写であるので、標目の決定と図書の記述を峻別しなければならない。この点では、記述独立方式の考え方と同じであり、この論争で中心となる石山氏とは異なる見解である。

次に和漢書については、基本記入も副出記入も記入の構造は全く洋書と同じであるが、排列の機能において異なる点があると指摘する。

これらの記入を何らかの方法によって排列すれば、・・・何らかの方法とは、アルファベット順でもよく、五十音順でもよく、またその他の方法でもよい。どのような方法によって排列しても、同一著者は必ず一個所に集まり、同一件名も一個所に集まり、同一書名も一個所に集まる。標目が、著者とか件名とか書名とか同一の徴表をもった資料を一個所に集中する機能をもつものである以上、漢字の標目といえども、標目の機能を持つものといわざるを得ない。

・・・和漢書目録法においても排列規範がなければ標目によって直接に排列するわけにはいかない。しかし洋書目録と和漢書目録とちがうところは、和漢書においては漢字がそのまま五十音順又はアルファベット順に排列するのに役立たないところにある。

・・・しかしながら、和漢書の目録記入においては、排列の過程を表現する媒体が、目録記入の枠外におかれている。・・・排列規則が一定しないからである。排列法としては、ローマ字排列あり、仮名排列あり、ローマ字排列にしても、綴方に標準式があり、訓令式があり、日本式がある。・・・もし排列法が一定すれば、目録記入のうちにローマ字表記又は仮名表記をくみ入れることは不可能ではない。

このように、排列には「読み」のデータが必要である点で和漢書目録法が洋書目録法とは異なるという重要な指摘を行っており、この点でも、標目と記述は別物という考え方に立っている。

最後に、高橋は下記のカード例を挙げ、「基本記入、副出記入、参照などを含めて、標目はすべて、ローマ字（又は仮名）によって記載することとしたら、目録作業はどんなにか単純化されることであろう。もち論、標目として漢字はいっさいしようしないこととする」という提案を行い、下記のような、記述独立方式と区別できないカード例を示し、「私は著者を標目とする基本記入を支持する。しかし、排列を単純化するためには標目の文字についての再検討が必要である」と締めくくっている。

	Ha	tada, Takashi
		朝鮮史 旗田巍著
		東京 岩波 1951
		299, 11p 18cm (岩波全書 154)
		Shomei: Chosen shi

(3) 丸山悦三郎

3人目の基本記入擁護論者は、文献(6)を著した大学図書館勤務の丸山悦三郎である。ル・リーブル先生から手紙をいただいたので執筆したということから書き始める。

・・・突然ル・リーブル先生から次のようなお手紙をいただきました。「戦後館界へ飛び込んだお前はいわばアプレゲールだが、このごろ話題になっている記述独立方式（標目と記述の分離）については、戦前派そのものの保守的立場をとっているようにみえる。新方式にも何かよいところもあろう。建設的な意見はないか」と御下問。

「戦前派そのものの保守的立場」とは、丸山悦三郎が1958年4月に発表した「基本記入の概念」(『図書館界』10(1). p.1-9)のことを指している。

「副出記入のカード形態のヤヤコシサにゴウをにやし、・・・目録は表記によって検索されるのだから、標目などいらぬという疑問」を抱いていたときに、仙田正雄が提示する次のような記入例に「すっかり魅了されました」と述べる。

(書名副出記入)

		Sagabon Zuko
Kawa	se, Kazuma	
		嵯峨本図考 川瀬一馬著

(件名副出記入)

	KOHAN
Kawa	se, Kazuma 古版本図録 川瀬一馬著

・・・Kawase, Kazuma はいわゆる基本記入の標目ですが、記述独立の方式（以下分離方式という）の場合は、この基本標目が第一行の書名標目、あるいは件名標目の次に記載される（それを第二標目と呼ぶ）だけですから、両者は全く同じといってもいいくらい似ています。だから、分離方式は、私にも魅力的でないわけではありません。ル・リーブル先生は、キットこのことを御記憶だったのでしょうか。

・・・私は拙論「基本記入の概念」で、この新しい方法を批判しましたが、必ずしも全面的に否定したわけではありません。この方式の場合も、基本記入は必要だということをいいたかっただけです。

また次のように指摘する。

分離方式は、ユニット・カード（印刷カード）のようにすべてのカードが完全記入であるという条件が、前提になっている。

・・・分離方式では、従来の目録法にみられない次のような、幾つかの利益があると説明されています。

- ① 記述の様式が同じだから、標目と記述を分離して作業ができる。
- ② 記載様式が一定しているから、初心者にも用意に目録を作ることができる。
- ③ 標目（第二標目を含む）が表音文字であるから、排列が容易である。
- ④ 基本記入の選択という、困難な作業は全く必要がない。

ここで結論めいたことをいえば、①から③までは現行法においても可能であり、分離方式の特権というほどのことはありません。ただ④が根本的に異なる点で、これが論争の中心になります。

標目と記述の分離については、「標目は目録者の決定に属する事項、記述は図書からの転写によるから、標目と記述を分離して考えることは、一般的には可能」であり、「熟練者が作業開始前に基本記入の標目（またはトレーニングとしてのその他の標目を下級司書に指示、ということにすれば、現行法（基本記入）においても二つの作業を分離することは可能」としている。

現行法のカード形態が複雑に見えるという点については、「副出記入における基本記入の標目のためですが、印刷カードの場合には、既に基本記入の標目が記載されていますから、

第二段から記載される副出標目の記載位置は明確で、この点作業能率に影響することはありません。しかも副出標目は表音文字だけ(分離方式と同じく件名の場合は除く)なので、ヒニクなことにこの点も分離方式と全く同じです」として新方式の必要性を否定している。さらに「第二標目」(第二次排列基準)については次のように結論づけている。

このようにみえてくると、第二標目というものが、目録作成の実際にそぐわない、非常に不便なものであるということがわかります。もし、第二標目が現行法における基本記入の標目に対する表記という意味だけなら、現行法の場合表記の次にそれを続記することができます。分離方式も余り理論にこだわらず、かかる意味の狭義の第二標目程度にとどめるのが妥当ではないでしょうか。

「基本記入の選択」の必要性という最重要な論点については、二点述べている。

第一は、辞書体目録の場合、特に副出記入における基本記入の標目が不要だという主張に対する批判である。

現行辞書体目録は基本記入が主体、副出記入はそれを補うという立場を採っている。すなわち、副出記入は、個々の図書や図書館の方針に従って作られるものであるが、分離方式には、基本記入または副出記入という概念がないから、目録の膨張を抑制する手段をもたない。

しかし抑制するだけなら、分離方式にも何らかの方法はあるだろうから、両者に差異はないと考えると、残る問題は、「副出記入における基本記入の標目の要、不要」だけになる。

現代における辞書体目録の一般的、標準的な排列方法からみれば、「第二標目」において基本記入の標目を必要とする。すなわち、標目の記載位置は違っても、必要とする点では同じではないか。このように分離方式は、目録作業の第一段階において、基本記入の選択を必要としないにしても、書名副出および件名副出の場合には、第二標目またはそれ以下のいずれかの部分において必要となる。分出記入についても同様である。

第二は、単一記入の目録との関連である。

分類目録・書架目録・事務用基本目録・総合目録・冊子目録等、単一記入の目録の場合、書名目録をあてるか、著者目録をあてるか、分離方式はまだ態度を明確にしていない。現行法では目録作業のはじめに、一度だけ基本記入の選択ということをするれば、以後一切の作業はきわめて容易に進行する。

前回の論文の末尾にも記したように、この議論がこの後どのように展開するかしないかを注目していきたい。

最後に、学校図書館といった小図書館の環境において目録作業の単純化・能率化の要求に答えるためには、次の諸点を承知の上でなければならないと指摘して、この寄稿文を閉じている。

- ① 辞書体目録の記入数は、目録作成者の主観にまかせる。
- ② 事務用基本目録は作らない。分類目録・総合目録・冊子目録は、書名目録を編成する。

- ③ 書架目録には記述だけからなる印刷カードをあて、専ら蔵書点検のために用いる。
- ④ 目録排列や著者記号の混乱にはあまりこだわらない。これは小図書館の場合はあまり問題にならない。

1-2 主唱者

「標目と記述の分離」方式の主唱者による主張は前回の研究ノート⁶⁾で詳述したので、ここでは簡単に触れるにとどめる。

藤田善一の文献(2)は、専ら文献(1)の石山洋への反論を通してではあるが、専ら「標目と記述の分離」方式の意義を説明したものである⁷⁾。

・・・標目は標目、記述は記述として、その記載位置が明確に区別されていることによって、それぞれの役割の相違、従ってまた目録のカードの見方の指導もそれだけ容易になって来ると思われることなど、究極的には、この方式は利用しやすい目録になり得るという目的を果していると、申し上げることもできると思います。

「基本記入の標目」は、一体なぜあんなに大事にされなければならないかという疑問、標目と記述を分離することにより、利用しやすい目録となるとともに、目録作業の能率化も図られるという「標目と記述の分離」方式の意義と利点を繰り返している。

森耕一の文献(4)と(5)は、文献(2)と同様に、専ら文献(1)の石山洋への反論である。

「まず、はじめにお断りしなければならないことがあります。それは、ル・リーブル先生に代って、はじめて返信(本誌五号)をしたためたときと、今とでは、私の立場が違って来ているということです」と釈明した上で、そのギャップを埋めるためには、「標目と記述の分離」(図書館界、七巻六号)を読んでほしいと述べることから始める。

「高木氏への手紙」を執筆した当時に、内心では、もしかすると著者主記入論を防衛しきれないかも知れない。その時には、書名主記入論との妥協案として、従来のユニット・カードから、基本記入の標目を省いてしまい、それぞれの立場から認める標目を自由に書き加えることにしたら、それでもよいのではないかと考えたのであった。

そして、「標目と記述の分離」方式の趣旨については、「すでに藤田さんによって要領よく紹介されていますので、あらためてくり返しません。ここでは、一つには、この方式にたいして加えられている批判に答え、つぎに学校図書館では、この方式がどのように適用されるか、どのような効果をあげるかということについて述べてみようと思います」といって、もっぱら石山洋の「実は書名主記入以外の何ものでもない」と、図書館学会年報の論文で証明したというので読んでみたが、いくら読み返しても納得いかない。記述を書名から書くことが書名主記入なのか?と反論し、記述独立方式が書名主記入ではないことを縷々述べて

いるのが森耕一による2編の寄稿文の内容である。

1-3 賛成者および別方式提案者

山下栄が「賛成」または「別方式の提案」とした文献(7)と(8)は、ともに学校図書館司書教諭が論じたものである。

(1) 倉田信男

まず、倉田信男の文献(7)から見てみよう。

さて小生、北国に一中学校に勤務しております。全くズブの素人の学校図書館係でございますが、最近本誌で話題となっております「標目と記述の分離」説に関係する一愚見を、先生並びに公共、大学図書館等の諸大家の先生方にお伺い致したく、一筆したため次第でございます。

・・・私がこの九年間、持ち続けた感想の一つは、「目録記入とはむずかしいものだ」ということであり、更に疑問の一つは、「学校図書館の目録記入はなぜそうしなければならないのか」ということでありました。

・・・度々の講習会も、多くの指導者も、日本の図書館界の長い伝統と、その蓄積された権威とに学校図書館も従った方が無難であるという義務感らしきものを感じさせるだけでありました。

・・・そこで私は、数年前から、N・C・Rに従わない目録記入に着手し、今年の夏開かれた県内の司書教諭の研究会で発表致しました。ところが夏休みの終り手にした、本誌九十五号でははなはだ失礼な言分で恐縮ですが、森先生が私の考えましたようなことを、既に発表しておられます。

講習会等で研修を受けても納得いかなかったので、数年前に県内の司書教諭の研究会で独自の案を発表したことがあるが、それが、森耕一の説と同種のものであったので力を得たと述べ、「主記入の否定は可能である」ということを明らかにしようとする。

「学校図書館の目録における基本記入とは何か」という問いを立て、石塚栄二「著者主記入論覚書」に対する疑問：基本記入とはなにか(『図書館雑誌』49(11), 1955.11, p.392-395)を引用して、「基本記入」の概念は次の二種類あるとしている。

- a. 辞書体目録中の基本となる記入(著者記入)
- b. 基本目録としての書架目録を考え、これを基本記入と考える

このうち、倉田は、大部分の学校図書館(特に小・中学校)では、書架目録の記入を基本記入と捉るb.の説を支持し、この観点から主記入の意味を考察する。

書架目録の記入が基本記入であるということは、標目とか、標目が何かということには

無関係であり、次の条件の上に成立すると思います。

- a.全蔵書に対して記入がなされなければならない。
- b.この記入を他の目録作製のための事務上の基礎とする。
- c.なるべく完全記入とする。

また、「学校図書館の図書記号の大勢は著者記号式に向っていますので、学校図書館向（特に小中）の著者記号を多く含んだ図書記号規則（数カ条—十数カ条位）を御教示頂ければ、素人は助かると思う」という要望を出すとともに、第二次排列は学校図書館では二義的な問題であると指摘し、次のように「素人の目録記入」を提案している。

・・・主記入が第二次排列基準として必要であると高橋泰四郎先生はいわれておりますが、私は何も主記入と尊敬しなくても、著者による第二次排列は可能であり、又せいぜい一、二万冊程度までの学校図書館（特に小・中）では二義的な第二次排列基準を主記入に求めるほど、神経質に考える必要はないと思います。

・・・書架目録の記入の場合は標目は、いっさい御破算にして考えて戴きたいのです。但し件名目録における件名標目、著者目録における著者標目等は絶対的に尊重致します。N・C・Rに従わなくても目録作業は進められると思います。

・・・私は主記入やN・C・Rを目の敵にしているわけではありません。ただあまりに精緻で合理的な理論と規則に、学校図書館係が途惑い、往々小児病的になり、より大切なことを忘れる危険があると思うからです。

(2) 遠藤英三

まず第一に「目録は何のために存在するか」という質問から始める。「目録は本来図書と閲覧者とを結ぶ一つの手段にすぎないのに、なぜ目録と目録だけをつなぐ基本記入の標目というものが必要なのか」と疑問を呈し、閲覧者の立場から記載事項で重要なのは、請求記号と標題だけではないか？」と結論づける。ここで、「標題」というのは、書名・巻次・著者表示・版次などを含む当時の用語である。そして、「標目は単なる Heading、つまり目録排列、検索の見出しにすぎない」とする。

以上の観点に立って、学校図書館という現場の要求から、「しろうとであった学校司書も、専門職であった司書（上野出身者）も」歓迎した書式を昭和26年11月に『学校図書館誌』に投稿したが、ボツになった。これは、前述した高橋泰四郎の提案と同じものを指している。

ナカ	ムラ, ハツオ
	実務必携図書館用語辞典 中村初雄編
	東京 同学社

その後、森耕一の「標目と記述の分離」に出会った。

・・・大きいショックを受けました。と申しますのは、その中には私が現場の必要から苦しみぬき、手さぐりで生みだし、高木氏が批判されたような図書館学界の暗い事大主義の空気に勇を奮ってぶつかっていったあのしろうとくさい方法が、立派な理論づけをされて、フェニックスのように灰の中から生れて来るのを見たからでございます。

・・・私と森氏とは時と所とをことにしてはいましたが、独立に同じような疑問から出発して、理論的高さの差はありましたが、本質的には同じ方法に到達した。

学校図書館に問題を限って、丸山悦三郎の「基本記入の概念」⁸⁾における批判に対して言及する。「たしかに従来へのどの批判よりも理論的深さをもっている」「始めて批判といえるようなものが出た」と評価した上で、「大学図書館とは根本的に経営方針が異なっている」という点で次の三点を挙げる。

- ① 図書館は資料提供の場であるが、学校図書館では、私たちの技術はすべて「読書指導の前提条件をととのえる」という意味しか持っていない。
- ② 図書が全くの消耗品であるので、目録もたえず更新されて行く。
- ③ ほとんどの蔵書が一つの閲覧室の開架式の書架に出されており、大図書館よりも目録のもつ意味は小さくなる。ここでは件名目録がすべての目録中で最も重視され、基本記入の標目も、第二次排列もほとんど問題にならない。必要なのは請求記号と標題だけである場合が多いので、手掛りである請求記号と標題のわかりやすい「記述独立の方式」がよい。最後に遠藤自身が7年前に考えた方法に森耕一の方法を加味したものを次のように提案する。

- ① 標目はカタカナの分ち書きとし、要語の首字は大文字で書く。
- ② 標目の記載位置は著者は第一垂線から、書名、件名は第二垂線からとする。
- ③ 標題事項は、書名・巻次・著者表示・版次の順に書き、位置は第二垂線からとし、parallel indention をとる（行をかえる時に行の頭をそろえる）
- ④ 出版事項は第二垂線より一字分さげ、同じく parallel indention をとる。
- ⑤ 対照事項以下は簡略記入の場合は省略することができる。記載位置は④とおなじ、という簡単なものにする。

(図5 著者記入)

539	シ	ノカワ, タロウ
		目で見える自動車図説 篠川太郎著
		西沢弘文堂 昭和31
		210p 22cm

	(A)シノカワタロウ (T)メデミルジドウシャズセツ (S)ジドウシャ (自動車)
(図6 書名記入)	
539 シ	メデミル ジドウシャ ズセツ
	目で見える自動車図説 篠川太郎著 西沢弘文堂 昭和31 210p 22cm (A)シノカワタロウ (T)メデミルジドウシャズセツ (S)ジドウシャ (自動車)
(図7 件名記入)	
539 シ	ジドウシャ (自動車)
	目で見える自動車図説 篠川太郎著 西沢弘文堂 昭和31 210p 22cm (A)シノカワタロウ (T)メデミルジドウシャズセツ (S)ジドウシャ (自動車)
(図8 ユニットカード)	
539 シ	
	目で見える自動車図説 篠川太郎著 西沢弘文堂 昭和31 210p 22cm (A)シノカワタロウ (T)メデミルジドウシャズセツ (S)ジドウシャ (自動車)

1-4 山下栄のまとめ

山下は7名の意見を、①カード目録においては、標目と記述の分離は可能ではあるが、目録の記載様式としてベストであるかどうかは別問題である、②目録作業の能率化、統一化の問題は、必ずしも重大要件とは思えない、③標目の表わし方(第二次排列の問題)がより重要である、とまとめた上で、上述した遠藤英三のカード様式に借りて、学校図書館の目録の

折衷案を提示して終わっている。

<例1 著者カード>

539		
シ	シノ	カワ タロウ 目で見える自動車図説 篠川太郎著 西沢弘文堂 昭和 31 210p 22cm (件)ジドウシャ (自動車) (書)メデミルジドウシャズセツ

<例2 書架目録カード>

539		
シ	シノ	カワ タロウ 目で見える自動車図説 篠川太郎著 西沢弘文堂 昭和 31 210p 22cm

<例3 書名カード>

539		メデミル ジドウシャ ズセツ
シ	シノ	カワ タロウ 目で見える自動車図説 篠川太郎著 西沢弘文堂 昭和 31 210p 22cm

<例4 件名カード>

539		ジドウシャ (自動車)
シ	シノ	カワ タロウ 目で見える自動車図説 篠川太郎著 西沢弘文堂 昭和 31 210p 22cm

2. 印刷カードに関する論考

1950年代の記入論争の多くに共通しているのは、ユニット・カードを前提とし、目録作業の合理化・能率化を重要な目標に掲げているにもかかわらず、多くの場合、個別図書館での手書きカードの作成が前提となっている点である。

例えば、藤田善一「目録作業の簡略化と能率化—〈標目と記述の分離〉に基くユニット・カード制について—」(『図書館界』8(5), 1957.4, p.119-129) は、記述独立方式と基本記入

方式によるカード作成のテストを比較して、記述独立方式がいかに効率的かを論じたものである。この場合のカード作成は手書きである。

『学校図書館』誌での論争で取り上げた遠藤英三による「目録作業の能率化」(『新刊ニュース』8(5), 1957.3, p.14-16) は、「標目と記述の分離」方式に賛同し、その方式に基づき、先生と生徒・児童図書委員とともに行った手書きによるカード作成の実践報告である。記入データ簡略化による能率化に対しては否定的で、標目と記述の分離、第二標目も含めた標目のかな書き、それによる書式の安定は極めて能率的であるという報告がなされている。

1950年代を振り返ってみると、1948年のダウンズ報告に基づいて印刷カード頒布サービスを開始した国立国会図書館の職員による広報的な記事を除いて、集中目録作業によって作成された印刷カードの利用の意義・効果や問題点を論じた文献は数少ない。

印刷カードに関わる1950年代の論考を年代順に挙げると次のとおりである。

- (1) 1950.4 小野則秋「目録記入上の一問題：国立国会図書館の印刷カードに就いて」『図書館界』2(1). p.6-8
- (2) 1951.6 鈴木正武「米國議院圖書館印刷カード冊子目録について」『圖書館界』3(1). p.34-35
- (3) 1951.8 室富夫「単一式印刷カード作成の実際」『学校図書館』10. p.50-51
- (4) 1953.9 渡辺正亥「学校図書館に対する印刷カードの配布計画について」『学校図書館』34. p.52-53
- (5) 1954.2 田辺久之「謄写印刷カードの作成について」『学校図書館』39. p.48-53
- (6) 1954.6 三浦信一「印刷カードの購入方法について(解説)」『北海道図書館研究会会報』3. p.3
- (7) 1955.8 海老沢有道「簡易印刷カードの交換について」『私立大学図書館協会会報』13. p.14-15
- (8) 1956.3 仙波宏一「国会図書館の印刷カードを使ってみて」『私立大学図書館協会会報』15. p.27-30
- (9) 1957.8 秋田征矢雄「国会図書館印刷カードを使ってみて」『図書館雑誌』51(8). p.390-393
- (10) 1958.10 服部金太郎「公共図書館における目録作業の簡素化についての一考察：論文」『図書館学会年報』5(2): 9. p.74-84
- (11) 1959.1 清水正三「選定と整理能力をたかめるために：小図書館における印刷カード利用の一例」『図書館雑誌』53(1). p.10-11

文献(1)は、国立国会図書館印刷カードの3段式記載形式への批判である。この形式を、「従来書名を本記入とする様式をとっていた旧帝國図書館の目録カードの形式即ち上野式をそのまま踏襲したもので上野式の書名標目を著者名と入替えただけで何らの進歩もなく、嘗て岩波書店がその出版物に入れたことのある印刷カードの形式を一步も出していない」と切り捨てている。

文献(2)は、印刷カードの写真複製によるオフセット印刷によって作成された米国議会図書館の膨大な冊子目録 *A catalog of books represented by Library of Congress printed cards, issued to July 31, 1942, 1942-1951* (167 巻) が京都大学図書館に届いたのを機にそれを紹介した文章である。司書の鈴木正武は次のように語っている。

・・・研究者も L.C.カードの利用価値を認め・・・そういった各方面からの要望が、一つは印刷カードの冊子目録の刊行を促進しつつあつたといえるであろう。

・・・然るに今や我國はこの米國に於ける半世紀ばかり前の發端に、現在のはじめて直面しているのである。しかし、後ればせながらでもわが國立國會圖書館に於て印刷カードの事業がその緒につきつゝあるということは悲しむべきことではない。

文献(3)は、「印刷カード」という語を使用しているが、標準印刷カードのことではなく、自前でカードを作成するためのノウハウを記したものである。事務用基本カード(函架目録兼用)、閲覧用辞書体目録(書名、著者、件名)、閲覧用分類目録のためのカードを作ることを前提としている。

文献(5)も文献(3)と同様に、自前で原紙に記入して謄写印刷カードを作成する方法を記したものである。田辺は其中で我が国の印刷カードはまだ普及していない点について、次のように記している。

アメリカに於ては既に、議院図書館 (Library of Congress) やウイルソン会社 (Wilson Co) の印刷カードの彼の国の図書館界に相当の効果をもたらしているのに比して、我が国の印刷カードの普及はまだまだ今後幾多の困難を横たえているようである。

その原因を一言でいうならば配布方法の不完全さによる経費と時間の浪費ということではなからうか。

文献(7)は、古書の分担目録作業を提案したものである。国立国会図書館の印刷カードは新刊のみなので、古書の図書解題と印刷カードを専門家によって作成し、私立大学図書館会員同士で配布し合うことの必要性を提案したものである。

文献(4)は、県単位での集中目録作業による印刷カードの配布計画を紹介したものである。新潟県書籍商組合員のうち有志組合員一〇二店と、新潟県小、中、高校学校図書館協議会並びに県立図書館及び教育庁指導課との緊密な協力提携する仕組みを紹介したものである。

「学校図書館奉仕機関」が、学校に代わって図書を選択、購入し、購入したものについてカード(ユニットカード)を添付する仕組みである。選定図書リストに基づいて、カード提供する協力書店に注文すれば、精選された本にきれいに活版印刷されたユニットカード二枚が無料提供されるという仕組みである。

文献(6)は、国立国会図書館印刷カードの1枚売り自由選択注文実施(後述する)の記事

を解説したもので、次のような危惧を述べている。

唯、印刷カード速報が届いて、締切日まで図書の選択の余裕があるかどうか多少心配である。そして一枚三円という単価に送料負担は少々高値すぎはしないかと思われる。

文献(8)は、国立国会図書館印刷カードを1年間利用した大学図書館の利用状況を報告したものである。資料の受入とカード入手の時間のずれの問題を語っている。

文献(9)は、宗教法人金光教が運営する岡山県にある公共図書館の職員である秋田征矢雄が、国立国会図書館印刷カードを同館で6年間使用した実際を報告したものである。

図書受入後、函架カード、貸出用のブックカードの作成から始まって、納本週報により、辞書体、分出カード枚数の印刷カードを注文という業務の流れの説明とともに、目録規則の解釈の相違についての国立国会図書館への問い合わせの状況などを記している。

金光図書館は、1955年3月岡田温受入整理部長・日本目録規則編集委員長を招き、講演会を開催し、「NCRの基本的な諸問題及び印刷カードの内情についてお教を願った⁹⁾。ところがその後どうしたことか国会図書館の方で、こちらの問合せに対し何の返事も下さなくなってしまう」という気になることを述べている。

最後の締めくくりの文言は次のとおりである。

以上私は国会図書館の印刷カードのアラを探すつもりで書いたのでは毛頭ありません。国会図書館のように経費や人材にめぐまれたところでも、わずか6年の間に以上のように問題になる点が多いのですから、いわんや中小図書館の目録担当者が「完全な目録」に対する悲願は夢に近いのです。それゆえにこそ国会図書館の印刷カードに対する期待は大きいのです。ともかく印刷カードを無条件で購入するのではなくして、実際に使用してみておこる種々の問題を国会図書館に反映し、国会図書館もこれに好意ある態度をとられ、よりよい奉仕が出来るよう念願してやみません。

文献(10)は、文部省図書館職員養成所の教員による論文で、この時期にはめずらしく、集中目録作業による印刷カードの積極的利用が目録作業の簡素化に最も効果的であることを論じている。但し、国立国会図書館の昭和32年度の年報によれば、年度内に処理された図書は18,559タイトル、配給先は116館、うち公共図書館は22館(3パーセント)という状況では、全国的な集中目録作業ではなく、鈴木賢祐「分類・目録集中作業」(『山口図書館だより』7巻(1958)1号.p.1)のいわゆる中単位集中案(都道府県立図書館による集中作業)が有効ではないかという提案が本論の内容である。

文献(11)は、江戸川区立小岩図書館長による小図書館における日本図書館協会作成の印刷カードの利用例を紹介したものである。「カードは送料含めて1枚2円である。少し荒っぽい計算であるが、印刷カードに含まれる人件費を1円としても、これは非常に安い」と語っ

ている。

3. 論争の隠れた背景：国立国会図書館の印刷カード頒布サービスの取り組み

記入論争の背後にあったはずの1950年12月に開始された国立国会図書館による印刷カード頒布サービスの普及状況を1950年代に限って見ると次のとおりである。

西暦年	頒布枚数	図書館数	西暦年	頒布枚数	図書館数
1950	272869	76	1955	647745	115
1951	841529	85	1956	730898	116
1952	843278	102 (25)	1957	646980	109
1953	593793	105	1958	644208	106
1954	536793	103 (22)	1959	645619	103

()内は公共図書館数

『国立国会図書館年報』より

印刷カード利用館は100館ほど、うち公共図書館の利用館は20館ほどであった。統計表が示すように、10年間で利用図書館は全く増えていない。

1958年6月に虎の門共済会館で開催された「大学図書館と国立国会図書館との連携強化に関する研究集会」には、国立39、公立20、私立45の大学図書館の代表者が参加しているが、日大の斎藤敏から「大学図書館が国立国会図書館に望むことは、書誌センターとしてのサービスであり、その第一が総合目録であるが、特に現在放置されている和漢書のそれを編成すべきであること、印刷カードの急速な刊行、単価の引下げ、常時応需の体制を考えるべきこと、著作権登録を国立国会図書館でおこなうべきことなどについて述べられた」と報告されている¹⁰⁾。

また、1958年8月神奈川県箱根町で開催された「関東地区公共図書館研究集会」では、「整理事務の合理化能率化」が議題となり、「全国的な整理作業の重複をはぶく意味で、国立国会図書館印刷カードの利用が重視され、国立国会図書館に対し、印刷カード作成期間の短縮、カード代金の引下げ、注文締切期限の延長について強い要望があった」と報告されている¹¹⁾。

このように1950年代後半では、大学図書館、公共図書館ともに、国立国会図書館印刷カードへの関心が高いものの、①印刷カード作成期間の短縮、②カード代金の引下げ、③注文締切期限の延長の三点について強い要望が示されている。10年間近く経過しても利用図書館が増えてこなかったのは、これらの要望に応えられなかったからであろう。

そこで、1950年12月に開始された印刷カードの館外頒布サービスについて国立国会図書館がどのような取り組みを行ったかを見てみることにする（全体を見渡せるために、「国立国会図書館印刷カード年表（1948～1959）」を作成し、文末に付載した）。

3-1 ダウンズ報告ができるまで（1948年）

印刷カード頒布サービスを勧告したダウンズ報告ができるまでの経緯を、まず簡単に見ておきたい。

1948年2月9日の国立国会図書館法公布後、金森徳次郎館長の就任に始まり、中井正一副館長就任、国立図書館長岡田温の整理局長への転出、円地与四松（前衆議院常任委員会専門調査員）の受入局長就任等により、納本制度を中心とした収集整理業務の幹部職員が出揃った上で、1948年6月5日の開館式を迎えた。開館式後、1948年6月18日には加藤宗厚が最後の国立図書館長（1949年4月以降は国立国会図書館支部上野図書館長）に任命されている。

『国立国会図書館三十年史 資料編』には次のような記述がある。

岡田温は、文字通り金森館長によって三顧の礼をもって迎えられた（岡田温「終戦直後図書館界大変動期の回顧」(2)『図書館界』20(2), 1968.7. p.43-44)。岡田の後の国立図書館長には、柴沼文部省社会教育局長が館長代理をつとめた。岡田館長の「転出と同時、同氏を支持する人々は国会図書館に移籍し、戦後の人心の動揺は館（編者注 国立図書館）内に充満していた」と回想されている（加藤宗厚著『私の図書館生活』1966. p.36）。

6月24日、ダウンズの来日に先だって、金森館長出席のもと、「図書館分類表に関する有識者の懇談会」が開催された。出席者は衛藤利夫（日本図書館協会理事長）、加藤宗厚（国立図書館長）、舟木重彦、森清（以上国立図書館）、林清一（日比谷図書館）、武田虎之助（東大法学部研究室）、弥吉光長（用紙割当事務局）、鈴木賢祐、国立国会図書館側から金森館長、細野、円地、岡田の各部長ほかであった。

7月7日、ダウンズ GHQ 民間情報教育局特別顧問が来日した。

7月10日、国立国会図書館に「館友」を置くこととした。「館友」とは、国立国会図書館の事務の運営に関し、必要な事項について意見を求めるため、館長が依頼する名誉職と規定されている。9月16日、柘植福太郎（丸善株式会社古書課長）、田中乾郎（株式会社文求堂取締役社長）、吉田久兵衛（浅倉屋書店主）、10月1日に福田なをみ（(財)国際文化会館図書室長）が発令された。このうち福田なをみは、1934年～1940年9月まで滞米し、ミシガン大学図書館学校を卒業、米国議会図書館東洋部で日本語図書の整理にあたっていたため、ダウンズ来日中、国立国会図書館の非常勤職員として通訳を担当している。

7月23日、ダウンズは図書館人と懇談した。その際、国立国会図書館に対する日本の図書館人からの協力が得られていないとダウンズは感じたため、同日開かれた金曜日¹²⁾に参加し、意見を聴取した。

7月24日、日本図書館協会が第1回の分類及び目録委員会を上野の国立図書館で開催した。この委員会は、6月14日の日本図書館協会総会の決定により、「学校図書館に対する技術的援助の態勢を樹立するためとこの年2月9日発足した国立国会図書館の技術面に対する我々図書館関係者の態度を確立し、更に今後における公共図書館の分類法及び目録法

の統一の原案を作成することを意図」して設置されたものである。この会議で分類委員会と目録委員会とに分けることを決定した。ダウンズからこの委員会の決定を勧告の参考とするので、2、3週間以内に結論を得るようにとの指示があった。(以上『国立国会図書館三十年史 資料編』による)

9月11日、ダウンズは「国立国会図書館における図書整理、文献参考サービス、並びに、全館的組織に関する報告書」(ダウンズ報告書)を提出した。その中で印刷カードの作成・頒布にも言及した。

3-2 印刷カード作成業務の開始 (1949年)

当時の国立国会図書館の意気込みを示すために、少し長くなるが、中井正一副館長の文章を引用しておきたい¹³⁾。

・・・私のいる部署は実に五百人の人々が、タイプライターの機銃のような音、電話、交渉、書類の交錯の中で朝八時半から五時の夕暮まで、一分の暇もなしに働きつづけているのである。しかも、それが読書の組織の内部機構にほかならないのである。

・・・各省その他に二十四の支部図書館があって、全体で三百八十万冊の書籍に対して相互研究の便宜の道と、各図書の総合リードすなわちユニオン・カタログの課題を待っているのである。

・・・また全国の図書館のユニオン・カタログは二十五カ年計画で進められている。

・・・さらに全国の図書館にかかわって、図書のカードをつかって、それを印刷してそれを全国の図書館に流し作業をすることも任務の一つとなっている。この四月までに出版後一月で日本の出版図書のカードが印刷され得るところまで到達する予定である。

・・・レコードも納本形式で入りつつあるので、三月からレコード・コンサートがおこなわれることとなってきた。

・・・自我を没し去って、全機露呈するとき横溢する働きの中の静寂は、ある意味において快いものがある。もちろん、敵もあれば、心肝も摧く、謀略にも遇う。しかし、そこにこそ湧く爽爽しい緊張もまた捨てがたき命の味もあるというべきであろう。

・・・図書館協会も、本館内にあり、その仕事[日本図書館協会理事長(引用者注)]をも承わっている私は、二倍の意味でこの工場化を感じるのである。もはや全図書館は、一つ一つベルトを巻いて全動力となるべき図書館組織である。図書館法案が通過するとき、その時まさに大組織体として出発するのである。

・・・公共図書館が一万、学校図書館四万五千の単位で結合するとき、それはすでに購買組織としても巨大である。良書一千の単位の購買を獲得できるのはもはや遠い将来ではない。八千円文庫ですら今八百の単位を戦いとったのである。

・・・希くば、この十二社で、基本図書、教養文庫の一万円文庫の計画を立てて戴き、図書館協会の組織と組み合わせて大いなる威力だと思っている。国会図書館の印刷カードが一

枚二円でその文庫に加えうるときも、もはや時期の問題であろう。

・・・中央でこんなに働きつづけている地下室のものがおればこそ、遙かなどこか日当たりのいい南向きの窓で、誰かが、楽しく寂かにいい本を読むことができ、また読んでいることだろうと、自分にいいきかせて、わずかに、この窓から私は、みずからを慰めている次第である。

中井副館長が描いているのは、国立国会図書館が1961年に永田町本館庁舎に移転するまで間借りしていた赤坂離宮（現迎賓館）のなかでの光景である。この赤坂離宮を訪れた同志社大学図書館主任である小野則秋の訪問記¹⁴⁾は、当時の図書館員による典型的な国立国会図書館観の一つを示している。

勿論国会図書館にも驚きを感じたが、それは図書館の整備に對してではなく、この調和のとれた建物の壮麗、豪華美に對し、図書館そのものがあまりにも不統一と混乱と無組織で、それから生ずる結果としての雑然性とおよそ二つの両極端をこの一つの建物の中に見たからである。

・・・こうした内部状態で国内に統一的な標準印刷カードを配給しようなどは、理想は愛すべきであるが、現状から見れば正に狂気の沙汰というべきである。

この彼我の意識の差が、誕生して間もない国立国会図書館をめぐる図書館界の状況を端的に示していると思われる。

1949年度から上野にある国立図書館は、国立国会図書館の支部上野図書館となり、戦前の帝国図書館の所蔵資料と整理技術は国立国会図書館に受け継がれることになった。

国立国会図書館は、ダウنز報告に基づいて、印刷カード事業の予算化は実現しなかったが、1949年度当初（4月11日）に印刷カードについての方針を決定している。方針の内容は次のとおりである¹⁵⁾。

昭和24年度の印刷カードについては大蔵省当局の認めるところとならなかったが、国立国会図書館業務の円滑な運営のためには一日も早く印刷カードを用いることが必要なので、これに要する費用は部内の諸経費を割いて充当し、すでに受入済み図書および昭和24年度に受入予定の図書合計約5万冊について著者名主記入の印刷カード約120万枚を作成して、差当り当館の館内用および国際交換用に供する。将来、国内図書館および一般公衆の需要にも応じるよう準備をすすめる。

1949年6月には、「日本目録規則（青年図書館員連盟編）」「和漢書目録規則（帝国大学附属図書館協議会編）」NDC5版、訓令式ローマ字方式を採用し、印刷カード作成業務を開始した。翌7月には、自館用のカード製品の第一回納入が行われた。

一方、日本図書館協会においては、先に引用した中井副館長も言及しているように、「八千円文庫」運動が1949年7月に開始された。「八千円文庫」運動とは、公共図書館、学校図書館、公民館等の図書を選択購入に際し、年間8000円を供託すれば月平均5冊新刊推薦良書、印刷カードおよび月刊誌『読書相談』を配給するという運動である。1952年5月にこの運動が停止した後も、選定図書制度として引き継がれ、印刷カード(謄写)の添付がなされた¹⁶⁾

1949年8月には、行政・司法支部図書館へ実費で印刷カードを頒布した。

また1949年12月には、米国議会図書館への印刷カードの送付を開始した。1950年4月までは3組ずつ、それ以後5組を送付した。これに対し、1951年になり米国議会図書館から国立国会図書館に印刷カード(米国政府出版物に対する印刷カード5組、その他の出版物に対する印刷カード5組、プルーフ・シート1セット)が送付されることになり、印刷カードの交換が開始された¹⁷⁾。

3-3 印刷カード頒布サービスの開始

1950年12月、全国の図書館への印刷カード頒布サービスが開始された。印刷カード課主事であった岡村謙二郎は、「去年の十二月二十二日は私達にとって楽しく、いく分ほつと一息ついた日であった。」で始まり、「送り先からの便りは私達に不安と楽しさを與えてくれる。感謝状もあり苦言もある。私達はそれを自分が作ったカードからの便りとして何度も見直す。一人よがりなものはや許されない。目録、印刷、或は注文に関する注意は實にありがたい。印刷カードはどんどんふえると同時に改良されて行く」と喜びと不安を語っている¹⁸⁾。

小冊子『印刷カード使用の手引』(受入整理部印刷カード課編, 1950年12月)によると、カード記載内容は次のとおりであった。

<印刷されている事項>

① 基本記入

a 標目、b 標題、c 出版事項、d 対照事項、e 註記事項

② 副出記録(トレーシング)

③ 著編者名等のローマナイゼイション

④ 分類記号

⑤ カード番号

<特徴>

① 記入は、当分本館従来の目録法(「青年図書館員連盟目録法制定委員会編 日本目録規則」と「帝国大学附属図書館目録規則制定委員会編 和漢書目録規則」)を併用

② 副出記録とは、副出すべき事項の表示。アラビア数字は件名、ローマ数字は件名以外の副出の事項、すなわち共著(編)者名、訳者名、書名、叢書名等

③ ローマナイゼイション、丸穴の左に訓令式、右にヘボン式

④ 分類記号：日本十進分類法(以下NDC)新訂6版による

- ⑤ カード番号：印刷カードの注文、販売、照会等に利用

(1) 販売条件改善の取り組み

新刊書の図書に限って一般に販売するもので、印刷カードの販売条件は1950年代に3回改訂されている。

① 1950年12月時点

予約注文に限定した最初の印刷カードの販売条件は次のようなものであった。

NDC新訂6版の10主類全部かそのうちの特定主類について1枚ずつで1組以上かその辞書体目録用の1組以上を買うという条件による予約販売。1枚の単価は1円40銭。

② 1952年4月での改訂

NDC新訂6版の100区分の特定主綱による予約販売を開始した。また、JLA選定図書分のカードが追加された。価格1枚1円85銭に若干値上げした。

③ 1953年4月での改訂

自由選択注文(1枚売り)を開始した。購入のための予約は不要としたが、『印刷カード速報』から2週間以内に発注を必要とした。また、これまで行われていた百区分の特定主綱の販売は中止された。

すなわち、新刊図書を記載した印刷カード速報の週1回発行し、そこから利用者が自由に選択して一定期限内に注文すれば、現在の期間よりも遅延しない限度でその印刷カードが利用者の手許に届く方式。この唯一回の印刷の機会に間に合うように注文して入手するという仕組みである。従来の「主綱別」および「選定図書」という販売種別は、これと同時に廃止された。

「全主類」および「主類別」のみ存置されたが、1枚2円に値上げされた。新たに設けられた「注文期限付自由選択」は1枚3円であった。

印刷カード課長の鬼塚明治は、館外頒布サービスを開始する前の1950年7月に次のように語っていた¹⁹⁾。

一般の図書館としては、自館に備えた図書の印刷カードを随時に注文する、この注文に何時でも應ずるためには、販賣する側としてストック制の態勢を整えることが絶対条件であり、ストック制の態勢を整えるには國家資本による以外に途のないことは、米國の印刷カードの歴史に徴しても明らかである。従つて我が國の財政が好轉してストック制に切り替える時期が来るまでは、需要の全部を充足することは、とうてい不可能であつて、豫約注文制によって需要を調整しながら販賣度を漸次高めてゆくほかはあまい。

その3年後「注文期限付自由選択販売」を実施するにあたって、印刷カード課主事の岡村謙二郎は、「常に大きなストックをもたないと実現できない個別カードのオン・デマンド販売は不可能なので、期限付きの個別カード注文制を導入することにした」と弁明している²⁰⁾。

(2) 印刷カード作成期間の短縮

印刷カード、JAPAN/MARC を通じて宿痾とも言える情報提供の迅速性に関する課題は、1950年代ではまだ大きく取り上げられていないが、1956年7月に実施したアンケート調査で、「1. 印刷カードの発行をもう少し早くしてほしい、2. 旧刊書のカードも入手希望、3. 追加注文ができるように、4. 申込期限延長希望等」とカード利用館の希望事項のトップに挙げられている。新刊書の印刷カードが利用者の手に渡るまで、「注文期限付自由選択販売」の場合、約7週間かかるとし、その内訳を次のように示している²¹⁾。

① 図書出版から本館に受け入れられるまでの期間：大体1週間ないし10日間

前週の木曜日から水曜日までに取次機関に集荷した1週間分の資料を翌週の月曜日に本館に搬入する出版社・取次の作業期間

② 搬入の翌週金曜日に「納本週報」が発行され、即日自由選択注文先に発送：約1週間
「納本週報」編集期間

③ 締切日の設定：「納本週報」の発送から2週間
図書館での選書期間

④ 締切日以後必要枚数を集計、印刷、検査、発送手続完了まで約2週間ないし3週間
印刷カード作成から発送期間

さらに、『出版年鑑1956年』購入の際、NDL作成の目録カード1枚が挿入してあり、便利と感じた。各書籍にもこのような措置がとれれば幸甚（立命館大学図書館）、「図書刊行と同時に印刷カードが提供されるようになれば印刷カードの利用価値は高まらない」（大阪府議会図書室）といったアンケート調査での「希望事項」に対応して、CIPに類した試みを実施している²²⁾。出版者が出版時にその図書に印刷カードを添付するため、出版者の負担において印刷カードを増刷するための手続を定めた「印刷カード頒布の暫定的方法に関する件（30.10.1決定）」に基づくものである。

手続としては、出版する図書に印刷カードを添付しようとする出版者は、必要書類とグラ刷りを提出して国立国会図書館の承認を得、その費用で増刷を委託することができるというもので、もともと出版される図書にカードを添付してほしいという要望は、図書館界に根強くあり、1953年6月の第6回全国図書館大会でも議題として取り上げられていた²³⁾。

この手続に従って、国立国会図書館では、特定の出版社と契約を結んで、グラ刷りの段階で送付してもらい、それを大急ぎで整理し、直ちに出版社へ送り返すという作業を行い、出版時の印刷カードの添付を可能にした。しかし、普通に処理される一般の本の流れ作業の中に特別扱いの本が混入することは混乱を招き、また、グラ段階と完成品段階で目録記入の面で差異が生ずることもあり、数年でこの作業は停止された²⁴⁾。

(3) 広報

一般国民および図書館関係者に向けた国立国会図書館の中心的な広報誌は、『国立国会図

書館月報』であるが、この月刊誌が創刊されるのは1961年4月である。『国立国会図書館月報』の前誌として位置付けられることのある『国立国会図書館公報』は、館内報的な性格のものであって、国民一般に向けた広報誌ではない。

では1950年代に広報誌は存在しなかったのか。引用文献に現れる春秋会刊行の『読書春秋』と『ぶっくわごん』は、国民に向けた広報誌の役割を果たしていた。

米国図書館使節V・W・クラブおよびC・H・ブラウンが1947年に来日した際に記したNDLの基本構想についての覚書によると、NDLの機構として7部局が示されていた。すなわち、①調査及び立法リファレンス局、②一般リファレンス局、③支部図書館局、④受入局、⑤整理、目録、分類局、⑥人事部、⑦補助サービス局（出版、総合カード目録、総合定期刊行物表、複写写真、その他日本の各図書館及び国民に対するサービスをふくむ）である。この中で、1950年代の機構としては、⑦補助サービス局だけが実現していなかった²⁵⁾。補助サービス局として想定した業務には、国民および各図書館向けの広報や印刷カード頒布サービスも含まれており、これらの業務の多くは、1950年に金森館長の肝入りで任意団体として発足し、1956年から1958年までは財団法人として存続した「春秋会」が担っていたと思われる。

任意団体であった「春秋会」が財団法人化した際、同会が発行する小冊子『ぶっくわごん』誌（第10号, 1957.2. p.3）で「春秋会の法人化と活動」を次のように報知している。

人間生命は短いが、知識や思想は東西古今を通じて継承され利用される。この貴重な知識や思想を媒介する主要なものが図書であり、一国の文化を高めるには図書活用の方法を講ずることが肝要である。この使命を果す中心的施設の一つが図書館である。図書館の職員が常に国民一般と図書館資料を結びつけることに努力していることについては言うまでもない。

しかし一般の図書館は勿論のこと国立国会図書館も定員や予算上の制約から利用者の期待に応ずるだけ十分の奉仕を行えないことも事実である。こゝに思いをいたした有志は金森館長を設立代表者として長期間の準備を進め、昨年11月26日財団法人春秋会設立の許可をうけた。上述の趣旨から同会は国立国会図書館と協力し、同館が法規に基いて行う諸奉仕の充実、内外の図書館との連絡提携の援助等の促進を図つて、図書館資料の利用の向上に寄与することを目的として活動を開始し、事務局には総務部の他に、機関誌「読書春秋」の発行と弘報を扱う機関誌部、内外の図書館等との連絡提携の促進援助に関する事業を行う第一奉仕部、図書目録類の刊行と図書の複製、頒布を主とする第二奉仕部を設け、それぞれの事業を通して同会設立の趣旨と目的の達成を期している。

1950年4月創刊された月刊誌『読書春秋』は、国民一般に向け、随筆、文芸作品の外、図書解題、新刊紹介、海外便り、図書館事情等の記事を中心とし、多くの著名な文化人からの寄稿も掲載した。金森館長自身も、1950年1月から3月にかけて2か月間国会訪米視察

団の一人として米国を訪れた際の模様を記したエッセイを「アメリカところどころ」と題して創刊号から9回連載しているのを皮切りに、1958年12月1日の9巻12号で休刊となるまで、105冊刊行されたすべての号にエッセイ等を寄稿している。しかし、発行者である「春秋会」の解散に伴って、1958年12月1日の9巻12号で休刊（実質的に廃刊）となった。

1956年5月に創刊された小冊子『ぶっくわごん』は、レファレンス部門である一般考査部と収集整理部門である受入整理部が共同編集するもので、図書館関係者に向けた総合的なB4判両面印刷4ページを基本とした広報用リーフレットである。この小冊子も、やはり「春秋会」の解散に伴って、1958年12月に24号で休刊（実質的に廃刊）となっている。

1951年10月付で『図書館年鑑 1952』が図書館資料社から刊行された。中井正一副館長と岡田温受入整理部長の共同編集によるものである。

刊行の趣旨について、「年間内の図書館事情を概観することを主要の目的とした、継続的年鑑であるということと共に、図書館員のための専門的用途というよりは、むしろ啓蒙的な一般向きのものの不足に対する回答である」と述べている。

執筆者について中井正一は、「皆30歳代の新進気鋭のモダンライブラリアンである」と述べ、国立国会図書館の多くの職員とともに、その所属は、日本放送協会、文部省、東京大学図書館、丸善、東販、毎日新聞社を網羅し、慶應・図書館学校の教員R.L.ギットラー、インド図書館協会のS.R.ランガナタンも加わっている。

しかしこの年鑑は、1952年版が出版されただけで終わった。1952年5月に中井正一副館長が死去したからである。その後、しばらく間をおいて1954年6月に2代目の副館長として中根秀雄が就任したが、彼も1958年10月に死去している。

(4) 学校図書館への支援

1955年8月、春秋会と株式会社学校図書館サービス・センターとの契約により、国立国会図書館は株式会社学校図書館サービス・センターの頒布カードの監修を開始した。契約の内容は、次のとおりであった。

- ① 学校図書館サービス・センターが、国立国会図書館に納本または寄贈された小中学校生徒向け新刊図書（選択は国立国会図書館が行う）の印刷カードの原稿作成を春秋会に委託する。これに伴い国立国会図書館では児童書の印刷カード作成を中止している。
- ② 原稿の作成にあたっては、国立国会図書館の監修を受ける。
- ③ 学校図書サービスはその原稿を基に活版印刷によるカードを作成し、そのカード25枚を国立国会図書館に無償で提供する。

また、学校図書館サービス・センターは、1957年3月に『月刊ユニットカード』の刊行を開始した。この『月刊ユニットカード』に印刷カードの宣伝・普及のために、金森館長を筆頭に、岡田温受入整理部長を始めとした国立国会図書館の関係者が連続的に寄稿している。

1957.3 金森徳次郎「ユニットカードの普及を念じて」1(1). p.1

1957.3 岡田温「ユニットカードの来歴」1(1). p.13

1957.3~12 阪田貞宣、三塚俊武「国立国会図書館におけるユニット・カードの作成」連載
1(1). p.14; 1(2). p.14-15; 1(3). p.14-15; 1(4). p.14-15; 1(5). p.12-13; 1(6). p.22-23; 1(7).
p.13; 1(8). p.13

1957.4 岡田温「この道は世界に通ず」1(2). p.1

1957.7 加藤宗厚「印刷カードをめぐる」1(5). p.1

1957.8 「ユニットカード3つの疑問」1(8). p.1-2

1957.8 秋元克巳(ほか)「ユニットカードを語る(座談会)」1(6). p.1-5

しかし、この雑誌も9か月で終刊した。また、センターと春秋会の契約も、春秋会解散に伴って、1958年11月25日で終了している。

(5) 春秋会事件

印刷カード作成・頒布サービスにおいても大きな役割を果そうとしていた春秋会はなぜ1958年末に突如解散することになったか。1958年10月に、当時「国会図書館乱脈事件」と呼ばれ、後に「春秋会事件」と呼ばれるようになった大きな事件が起こったからである。この事件については、次の3つの文献に詳しい。

- ① 鈴木宏宗「国立国会図書館長としての金森徳次郎」『図書館文化史研究』21, 2004. p.57-76
- ② 春山明哲「金森徳次郎と草創期の国立国会図書館：戦後日本におけるある「ライブラリアンシップ」の誕生」(『現代日本の図書館構想』 勉誠出版, 2013.7. p.39-85)
- ③ 枝吉勇著；小林昌樹編・解説『満鉄調査部から国会図書館へ：調査屋流転』金沢文圃閣, 2019.4, 2冊(文圃文献類従 68)(『調査屋流転』(文化社 1981年刊)の復刻)

本稿では、枝吉勇の自伝(文献③)の文章を抜粋して事件の経緯を述べたい。枝吉勇は、事件当時の管理部長(現在の総務部長)で、1958年10月2日中根秀雄副館長の死去に伴い、副館長代理として、事件の処理にあたった当事者である。

・・・昭和三十年の秋であったと思う。この春秋会について芳しくない風評を耳にした時には、正に青天の霹靂であった。曰く館長副館長が外遊に際して、春秋会から旅費を支出させた。曰く、副館長は洋書の購入に際してリベートをとっている等々、いろいろいわれているようである・・・やはり思い切った刷新の必要な時が来たことは否定できない。(p. 161)
・・・かつては戦争放棄を唄った憲法を世界唯一のと声を大にして自慢していたが、今や「押し付けられた憲法」として公然と改憲の声が保守陣営の中に強まってきた。・・・
ともかく在任十年に及ぶ金森氏と氏をとりまく環境はその間に大きく変り、氏の存在は保守政党にとってはもはや煙たいものであり、何とか公式の場からの退場を希望する気

運が強かったようである。だが、館長の退職を規定した法規は何もない。(p. 163)

・・・この国会との乖離と館内行政の不活発停滞が原因で、館内の不平分子が議員に働きかけ、それにあることないことが付加され金森退陣させるべしとの気運が衆議院内にかなり広汎に及んでいたようである。・・・九月二十九日衆議院の図書館小委員会で秘密懇談会が開催された。館側の出席は館長のみとの指定であった。(p. 163)

越えて十月一日図書小委に館の部局長全員出席すべき旨の示達があった。当日の議事は、当初社会党の山本幸一氏が専ら質問し、館側は前管理部長の山下平一が当時の担当者として応答した。・・・結局は、副館長の命にしたがって事務を処理したと答えざるを得なくなってしまう。(p. 164)

・・・結局その日の審議は、春秋会、運動場使用料問題、専門図書館協議会等の経理資料一切を提出すべしとの要求を以って打ち切られた。・・・ただ幸か不幸か、当面の攻撃の目標の中根氏が十月早々、血液癌で逝去してしまった。(p. 165)

・・・幸に、経理上の証拠は一応整っていたから、帖簿との証合等後向きの仕事に多忙を極めたが、要求に答えるに耐えるものはできた。しかし読書春秋の大量買上げといい、所要人員の館雑費による賄いといい、運営面での安易さは否定すべくもなかった。(p. 165)

十月十七日再度委員会が開かれた。議題は専ら春秋会の解明にしばられた。攻勢の中心は社会党の下平正一氏であった。・・・氏の語る所では、図書館に関する外部よりの問題提起は二十通に及んでいたという。・・・とにかく、館の職員が春秋会との二枚看板で事務をとる形は感心したものではなかった。(p.166)

1958年10月30日の衆議院議院運営委員会において館の運営に関して次のような決議がなされ、春秋会は解散した。

一、人事の全面的刷新を図ること。

- 1 現在、責任ある地位にある者は同一的役職に留任することのないようにすること。
- 2 行政能力の優秀な職員を配置し運営に万全を期すること。
- 3 六十歳以上の職員及び兼務者の取扱について考慮すること。

二、機構を検討し、その改革を実施すること。

三、財団法人春秋会及び図書館運動場維持後援会を解散すること。

- 1 その残務整理に当っては適法且つ妥当な措置を講ずること。
- 2 従来これらの団体が取扱っていたサービス業務は、機構改革において考究すること。

四、専門図書館協議会、国際資料協会及び国会資料協会等と図書館との関連性については適法且つ妥当なるよう十分留意してこれを明確ならしめること。

五、図書館内における売店その他のサービス機関の設置については、十分検討し、慎重を

期すること。(国会会議録検索システムより)

枝吉勇は次のような感想を述べている。

金森氏は憲法大臣として一躍日本の第一級の人物となり、戦後盛名を唄われたが、氏の該博な知識と座談の妙は確に擢んでおり、一般の国会議員は、その限りにおいて到抵及ぶべきものはない。但し行政手腕となると戦時中からその力をあまり評価されていなかったようである。その意味で中井正一氏とのコンビは極めて望ましい姿であったが、中根氏となると館長との距離は大きくなり、敢て面をおかして直言補佐を完うとするというより忠実な能吏として仕えたものと思われる。この隔りが後の悲劇の遠因の一となったのであろう。
(p. 156)

中井正一は1948年4月に副館長に就任後、納本図書館制度の確立と運用の円滑化に奔走するとともに、行政・司法支部図書館制度の構築、図書館協会理事長として図書館法制定に尽力するなど、図書館協力活動の最前線に立っていたが、就任後4年あまりで1952年5月に死去した。これは、草創期の国立国会図書館に大きな影響を与えたと思われる。その後、しばらく間をおいて1954年6月に中根秀雄が2代目の副館長に就任したが、この中根副館長も1958年10月30日の衆議院議院運営委員会の決議の直前の1958年10月2日に死去している。8月21日付で管理部長（現在の総務部長）に就任した枝吉勇が、副館長代理として事後処理も含めた対応を行っている。

1958年8月に、永田町の新庁舎への移転準備委員会が発足し、1961年に第1期工事が完成するが、金森館長は、悲願であった新庁舎も見ることなく、1959年5月に辞任した。そして、翌年1960年6月16日に死去した。

1958年12月、『読書春秋』は9巻12号で、『ぶっくわごん』は第24号で終刊した。

1959年3月、行政管理庁行政監理局長であった岡部史郎が副館長に就任した。2か月後の1959年5月2日に金森徳次郎館長は辞任したのに伴い、岡部史郎副館長は、1961年4月26日に衆議院事務総長であった鈴木隆夫が2代目館長に就任するまで、2年間、館長代理を務めた。

1959年6月1日に、組織の全面改正（総務部、調査局、収書部、整理部、閲覧部、連絡部、建築部の1局6部）が行われた。これまでの部局長は一線を退くことになった。

1959年11月20日に「印刷カード政策委員会」が設置された。諮問事項「印刷カード業務改善の方針」について審議した。委員長は総務部長、委員は各部長と司書監であった。特にその作製期間の短縮、頒布価格の引下げ、注文方式の改善等を主眼として審議し、1960年7月7日に岡部史郎副館長（館長代理）に答申し、孔版タイプによる手動謄写によることを提言した。

1961年4月、広報誌の『国立国会図書館月報』が創刊された。

1950年代前半は、ダウンズ勧告に基づいて新たなサービスが始まり、職員による熱い思いと予算と作業・配布体制が整わない中での苦闘が続いたが、近代的な官僚組織が不備ななかで、組織の脆弱性を露わにして崩れ去ったと言える。

付：国立国会図書館印刷カード関連年表（1948～1959）

1948.2.9	国立国会図書館法公布
1948.2.25	金森徳次郎館長任命される
1948.4.16	中井正一副館長任命される
1948.5	『国立国会図書館公報』創刊
1948.6.5	国立国会図書館開館式
1948.7.7	ダウンズ GHQ 民間情報教育局特別顧問来日
1948.7.23	ダウンズが国立国会図書館をめぐり図書館人と懇談
1948.7.24	日本図書館協会において分類及び目録委員会<第1回>開催
1948.8.26	整理部印刷カード課設置（文課内規）
1948.9.11	ダウンズ、図書館運営に関する報告（ダウンズ報告書）を提出、印刷カードの作成・頒布に言及
1949.4.1	国立図書館が国立国会図書館支部上野図書館となる
1949.4.11	印刷カードについての方針を決定
1949.6	日本目録規則（青年図書館員連盟編）、和漢書目録規則（帝国大学附属図書館協議会編）、NDC5版、訓令式ローマ字方式を採用
1949.7	印刷カード作成業務開始
1949.7	第一回製品納入（NDL自館用）
1949.7	日本図書館協会が八千円文庫運動開始（1952.8で終了）
1949.8.4	印刷カードの行政・司法支部図書館への実費頒布を開始
1949.11.1	和漢書閲覧用辞書体目録編成開始
1949.12	米国議会図書館へ印刷カード送付開始
1950.4.1	春秋会発足、春秋会『読書春秋』創刊
1950.4.30	図書館法公布
1950.9.1	分類にNDC新訂6版、「国立国会図書館和漢書著者記号法」採用
1950.11.13	和漢書目録記入書式決定、ローマ字記載へボン式を追加、訓令式と併用
1950.12.1	印刷カードの館外頒布開始
1950.12	国立国会図書館『印刷カード使用の手引』刊行
1951.4	館内用Bカード作成開始
1951.5.25	『全日本出版物総目録』創刊
1951.10	『図書館年鑑 1952』図書館資料社刊
1952.3	販売規則、価格改正。予約注文制（全主類・主類の他に百区分主綱及びJLA）

	選定図書分のカード追加される)、価格1枚1円85銭
1952.4.1	印刷カードの百区分の特定主綱による予約販売を開始
1952.5.8	中井正一国立国会図書館副館長死去
1952.8	日本図書館協会が謄写印刷カードのみの頒布を開始
1953.4.1	日本目録規則1952年版適用開始
1953.4.1	印刷カードの自由選択注文(1枚売り)開始
1953.4.3	販売規則、価格改正:予約注文制(百区分主綱を除く)、自由選択注文(期限付)開始
1953.4.3	謄写版刷りの『印刷カード速報』創刊
1953.4.3	大阪府立図書館に大阪地区書誌センター設置
1953.8.8	学校図書館法公布
1954.3	私立図書館への延納制(カード代金後納)実施
1954.4	「第10章 印刷カードの購入申込みについて」『国立国会図書館利用のてびき』
1954.6.1	中根秀雄副館長に任命
1955.6.18	『納本週報』創刊、『印刷カード速報』廃止
1955.8.1	学校図書館サービス・センターの頒布カードの監修開始
1955.10.1	印刷カード頒布の暫定的方法に関する件
1956.5.2	小冊子「ぶっくわごん」創刊(国立国会図書館一般考査部・受入整理部編集、春秋会発行)
1956.6	「訓令式で書名を:印刷カードに関するアンケート」
1956.7.21	「和漢書辞書体目録用カード排列要領」決定
1956.9	「昭和32年度予算要求について」『ぶっくわごん』5.p.1(印刷カードの作成並びにその普及のための経費:約770万円)
1956.10	「印刷カード増刷についての暫定措置」
1956.11.26	財団法人春秋会設立の許可を受ける
1957.1	ローマ字記載のヘボン式を削り、訓令式のみとなる
1957.3	『月刊ユニットカード』(学校図書館サービス・センター発行)創刊
1957.9	保存用カード作成中止
1958.6	「大学図書館と国立国会図書館との連携強化に関する研究集会」開催
1958.6.5	国立国会図書館開館10周年記念式典開催
1958.8	新庁舎への移転準備委員会発足
1958.8	8月21日付の人事異動で枝吉勇、管理部長に就任
1958.9	関東地区公共図書館研究集会に参加して
1958.10.2	中根秀雄副館長死去
1958.10.30	春秋会等、館の運営に関し、衆・議院運営委員会において決議

1958.12	『ぶっくわごん』第24号で休刊（発行者である春秋会解散のため）
1959.3.23	岡部史郎副館長に任命
1959.5.2	金森徳次郎館長辞任
1959.6.1	組織の全面改正（総務部、調査局、収書部、整理部、閲覧部、連絡部、建築部の1局6部となる）

おわりに

1950年代の論争については今回で終了する。次回からは1960年代に入り、IFLA 目録原則国際会議（パリ原則）の受容とNCR1965 および『整理技術テキスト』の刊行により、大学図書館と公共図書館の乖離が明らかになり、1970年代に入って、「標目未記載ユニットカード」の提唱とNCR 新版予備版による「記述ユニット・カード」方式へと移っていく過程を追っていくのであるが、それらの芽はすべて1950年代の論争に現れているはずである。

今回は、1957年6月に発表された重要な論文である森耕一、朴木貞子「基本記入とはなにか：Lubetzky の見解とその批判」『図書館界』8(6), p.145-152には触れなかった。というのは、この時代において、最も読まれていたはずの（石山洋も読んでいたはずの）Seymour Lubetzky の *Cataloging Rules and Principle* (1953) の読解が必要であり、基本記入の規定”Enter a work under the name of its author”における enter や entry の意味の分析が必要であるが、その余力がなかったためである。1960年代の論争に大きくかかわると予想されるため次回に回すことにした。

-
- 1) 「「記述独立方式」をめぐる 1950 年代の論争 (1)ー日本における近代目録法をめぐる論争を読む (2)ー」『メタデータ評論』第1号
 - 2) 当初の「標目と記述の分離」方式を、森耕一自身は後に「記述独立の方式」と呼ぶようになったので、本稿では、引用文を除いて、一般的な呼称としては「記述独立方式」の呼称を用いる。
 - 3) 次のような論考がある。
 - 1956.1 丸山悦三郎「「日本目録規則解説批判」の反論に答える」『図書館雑誌』50(1), p.14-18
 - 1956.5 森 耕一「書名標目とはなにか：丸山氏に答える」『図書館雑誌』50(5), p.154-158
 - 1956.11 丸山悦三郎「書名標目について」『図書館雑誌』50(11), p.446-449
 - 1956.12 石塚栄二「目録法の発展と現代目録法：第4回総会集録」『図書館学会年報』3(2): 4, p.17-22
 - 1957.2 秋田征矢雄「目録覚書：目録は生きていなければならない」『図書館雑誌』51(2), p.50-51
 - 1957.6 森 耕一、朴木 貞子「基本記入とはなにか：Lubetzky の見解とその批判」『図書館界』8(6), p.145-152

-
- 1957.8 埜上衛「目録における〈標目〉と〈記述〉の考え方」『図書館界』9(1). p. 1-7
- 1957.12 石山洋「主記入不用論の分析：論文」『図書館学会年報』4(3): 7. p.33-50
- 1958.4 丸山悦三郎「基本記入の概念」『図書館界』10(1). p.1-9
- 1958.6 藤田善一「目録作業における記述の独立—石山氏に答える—」『図書館界』10(2). p.38-46
- 1959.10 石山洋「主記入不用論の分析再論：論文」『図書館学会年報』6(2): 11. p.69-79
- 1959.12 森耕一「標目の選定にかんする規則—試案—」『図書館界』11(5). p.195-198
- 4) 「『学校図書館』誌における記入論争 1951~1955：日本における近代目録法をめぐる論争を読む(1)」『メタデータ評論』第1号, 2021.5. p.26
- 5) 遠藤英三「目録法についての疑問：井の中の蛙の声」『学校図書館』11号, 1951.9. p.38-39
- 6) 注1) 参照
- 7) 藤田善一は、「目録作業における記述の独立—石山氏に答える—」『図書館界』10(2), p.38-46でも同様の反論をしている。
- 8) 注3) 参照。
- 9) 岡田温の講演内容は、岡田温「目録規則を理解するための基本的な諸問題について」と題して、金光図書館報『土』(37, 1955.5. p.2-6; 38, 1955.7. p.11-13; 39, 1955.9. p.14-17)に連載されている。
- 10) 『ぶっくわごん』第20号, 1958.6. p.1
- 11) 『ぶっくわごん』第23号, 1958.9. p.2
- 12) 1947年4月までGHQ民間情報局図書館担当官キーニーが開く金曜日の定期会合に文部省係官とともに参加していた在京の戦前からの図書館関係者が、キーニー帰国後も定期的に開いていた会合。1947年5月の会合で金曜会という名称に決められた。詳しくは、石山洋「金曜会と図書館改革」『源流から辿る近代図書館』日外アソシエーツ, 2015. p.120-123を参照。
- 13) 中井正一「國會圖書館の窓から」『Books：読書人の雑誌』1号, 1949.3. p.2-3
- 14) 小野則秋「如我是觀國立國會圖書館：國會圖書館視察記」『圖書館雜誌』43(4), 1949.4. p.51-52
- 15) 『国立国会図書館三十年史』1979. p.444
- 16) 「日本図書館協会の印刷カード」『整理技術通信』7. p. 8による。
文部省の武田虎之助は、この印刷カード使用法を「本が着いたら：印刷カードの整理と使用法」『讀書相談』3号, 1949.8. p.11で解説している。
- 17) 『国立国会図書館公報』3(3). p.105
- 18) 岡村謙二郎「印刷カードの初旅」『讀書春秋』2(4), 1951.4. p.32
- 19) 鬼塚明治「印刷カードの話」『讀書春秋』1(4), 1950.7. p.14-16
- 20) 岡村謙二郎「世界の印刷カード事業とわが国会図書館」『讀書春秋』3(10), 1952.10. p.14-15
- 21) 「制約になやむ印刷カードの販売：アンケートの御希望事項にこたえて」『ぶっくわごん』第3号, 1956.7. p.2
- 22) 『ぶっくわごん』第6号, 1956.7. p.2
- 23) 『図書館雑誌』47(7), 1953.7. p.35参照。この大会では、特定郵便料金の設定に関する問題も扱われている。
- 24) 長野裕「国際CIP〔Cataloging in Publication〕会議の意義」『国立国会図書館月報』197号, 1977.8. p.5
- 25) この問題は、岸美雪「米国図書館使節団報告(1948)と草創期の国立国会図書館--補助サ

ービスの概念をめぐって』『三田図書館・情報学会研究大会発表論文集』2009年度. p.53-56 で指摘されている。

【訂正】本誌第2号 53 ページ 8行目 一誤 丸山悦二郎 正 丸山悦三郎

(わなか みきお)
2022年4月14日受理